

## 熊本地震義援金のお知らせ

4月14日に発生した熊本地震によって被災された多くの方々を支援するための義援金を受け付けします。市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

## 秋 田駒ヶ岳に登山される皆さんへ

### 秋田駒ヶ岳山開き参加者募集

夏山シーズンをひかえ、登山者の安全を祈願するため、岩手県雫石町と合同で山開きを開催します。

- 日時／6月1日(水) 9時～市役所田沢湖庁舎出発 ▼ 10時10分～神事 ▼ 10時40分～記念登山出発 (天候により中止の場合あり)
- ▼ 12時：男岳頂上で雫石町と交歓会 ▼ 13時：駒ヶ岳八合目へ下山 (下山後、雫石町を会場に懇親会)
- ※ 当日、送迎バスが運行します(田沢湖庁舎→駒ヶ岳八合目間)。「ご利用の方はあわせてお申し込みください。」
- 式典会場／駒ヶ岳八合目登山口 ※ 山開き、記念登山への参加は無料ですが、下山後の懇親会に参加される方は、別途会費(3,000円)をご負担いただきます。
- ※ 記念登山に参加される方は、各自で保険にご加入ください。
- 申込締切／5月19日(木)
- 問合せ／観光課(中町庁舎) ☎(43)3352 FAX(54)4102

## マイカー乗り入れ規制のお知らせ

混雑解消と自然環境保護のため、駒ヶ岳登山口(かもしか駐車場分岐点)から駒ヶ岳八合目までの区間で、マイカーの乗り入れが規制されます。規制実施日は、マイカーでの進入ができませんので、ご協力をお願いします。

- 規制期間／6月1日から10月31日までの土・日・祝日と、6月21日から8月19日までの平日
- 規制時間／5時30分～17時30分 ※ 規制時間前でも八合目駐車場の状況により規制する場合があります。
- 規制対象／全車両(バス、タクシー、許可車両等は除きます) ※ ホイールベース5以上の大型車両は通行できません。 ※ 規制対象以外の車両は、定期バスに続いて通行してください。
- 代替バス／規制実施日に、高原温泉と駒ヶ岳八合目間に定期バスを運行します。乗車場所は「アルパこまきさ」となります。
- 問合せ／仙北市田沢湖観光情報センター「フォレイク」☎(43)2111

## 企業局からのお知らせです

### メーター検針を再開します

5月より、田沢湖・西木地区で冬期間休止していた水道メーター検針を再開します。メーターやその周辺の雪囲いをされている方は、あらかじめ取り外してくださるようお願いいたします。

水道メーター検針に関するお問い合わせは、企業局水道お客様センターまでお願いします。

### 水道の届出はお済みですか？

水道を新たに使用する際や転居等により水道を中止する際は水道使用異動届の提出が必要です。特に、転居する際に届出を忘れる方が多くなっています。届出がなければ、水道を使用していなくても、水道料金が発生することがありますので、十分ご注意ください。

● 問合せ／水道お客様センター(角館町小勝田鶴ノ崎) ☎(42)8022

## はかりの検査のお知らせ 計量器定期検査を実施します

計量器(はかり)を商売や証明などに使用する人を対象に、計量法第19条に基づく2年に一度の検査が次の日程で実施されます。

お持ちの方は、手数料、計量器を持参のうえ、忘れずに受けてくださるようお願いいたします。

- 検査日時・検査場所／西木地区 5月25日(水) 10時～12時 (西木総合開発センター)
- ▼ 田沢湖地区 5月25日(水) 13時30分～15時30分 (田沢湖総合開発センター)
- ▼ 角館地区 5月26日(木) 10時～12時、13時～15時(角館交流センター)
- ※ 角館地区12時～13時は検査できません。
- 手数料／詳細は、秋田県計量協会 ☎018-865-2671までお問い合わせください。
- 問合せ／商工課(中町庁舎) ☎(43)3351

## 非 自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度のお知らせ

国民健康保険には、倒産や解雇により離職されたなど一定の要件を満たす方について、国民健康保険税の算定に用いる所得のうち、給与所得を100分の30に減額して負担を軽減する制度があります。対象となるのは離職した本人のみで、給与所得以外は軽減されません。

- 対象となる方／次の全ての条件を満たす方が対象となります。
- ① 平成22年3月31日以降に離職された方
- ② 離職日時点で65歳未満の方

## Q & A

### Q 軽減期間中に就職して社会保険に入ったときはどうなりますか？

A 職場の健康保険に加入した場合は軽減措置は終了します。なお、職場の健康保険に加入したときは国保の喪失手続きが必要ですので、必要なものを持参して市民生活課(角館庁舎)、田沢湖・西木地域センター、各出張所にて手続きをお願いします。

### Q 軽減期間中に就職して社会保険に入りましたが、また失業して国保に加入した場合の軽減措置はどうなりますか？

A 再離職等によって国保に再加入したときがまだ軽減期間内であれば、残りの軽減期間に係る国民健康保険税が軽減されます。軽減期間の満了後に国保に再加入した場合はこの軽減措置は適用されません。ただし、再離職の際に新たな雇用保険受給資格が発生した場合は軽減期間の再判定がされますので、国保加入手続きの際に雇用保険受給資格者証をご提示ください。

### Q 軽減期間中に他市町村に転出して、転出先で国保に加入したときは軽減措置は続くのですか？

A 転出先の国保においても国民健康保険税の軽減措置の対象となりますが、転出先の市町村で新たに国保に加入する際に、雇用保険受給資格者証をご提示ください。

- ③ 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)または特定理由離職者(雇用期間満了等による離職)
  - ※ 特定受給資格者または特定理由離職者は、雇用保険受給資格者証中、離職理由の番号(コード)で確認できます。
  - ◎ 特定受給資格者理由コード：11、12、21、22、31、32
  - ◎ 特定理由離職者理由コード：23、33、34
- ※ 雇用保険受給資格者証はハローワークで発行しています。
- ※ 雇用保険受給資格者証に右記の理由コード番号が記載されている方が対象

となり。ただし、雇用保険の特例受給資格者(短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人)と高年齢受給資格者(65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人)は、軽減措置の対象とはなりませんので確認の際にご留意ください(特例受給資格者の資格者証の右上には『特』、高年齢受給資格者の資格者証の右上には『高』が記載されています)。

- 届出に必要なもの／
- ① 雇用保険受給資格者証(紛失・滅失された方は、ハローワークで再交付を受けてください)
- ② 失業者本人の国民健康保険被保険者証
- ③ 世帯主の印鑑(認め印でも可)(届出者が世帯主となるため)

● 軽減適用期間／離職の翌日の属する月からこの月の属する年度の翌年度末までの期間です。

離職日	軽減対象年度(最大)
平成22年3月31日～平成23年3月30日	平成23年度
平成23年3月31日～平成24年3月30日	平成23年度・平成24年度
平成24年3月31日～平成25年3月30日	平成24年度・平成25年度
平成25年3月31日～平成26年3月30日	平成25年度・平成26年度
平成26年3月31日～平成27年3月30日	平成26年度・平成27年度
平成27年3月31日～平成28年3月30日	平成27年度・平成28年度
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成28年度・平成29年度

※ 届出が遅れても遡って軽減を受けることができますが、保険料は5年以上遡って減額変更できないためご注意ください。

● 問合せ／税務課市民税係 (田沢湖庁舎) ☎(43)1117



申請の受付をします

農地転用による農業振興地域除外申請

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途（住居、工場、資材置場、駐車場等）に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

- 除外の要件 / ①農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。

- ② 除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと。
  - ③ 周辺の担い手等の農用地の利用の集積に支障がないこと。
  - ④ 土地改良施設（農道や水路等）に支障を及ぼさないこと。
  - ⑤ 土地改良事業を実施中の区域でないこと、実施済みの場合は完了後8年以上経過していること。
- ※詳しい内容につきましては、下記までご連絡ください。
- 受付期間 / 5月2日(月)～31日(火)
  - 問合せ / 農山村活性化課農業振興計画担当(西木庁舎) ☎(43)2206

仙 北市臨時職員を募集しています

- 業務内容 / 事務補助員
- 募集人員 / 1人
- 勤務地 / 包括支援センター(西木庁舎)
- 募集要件 / パソコン操作(エクセル、ワード)のできる方。5年以上の事務経験者。
- 雇用期間 / 6月1日～9月30日(土・日・祝日除く)

- ※期間を更新する場合があります。
- 勤務時間 / 9時15分～17時15分
  - 申込方法 / 履歴書とハローワークからの紹介状を包括支援センターにご持参ください(郵送不可)。
  - 募集期間 / 5月13日(金)17時まで
  - 選考方法 / 書類選考、面接(実技あり)
  - 問合せ / 包括支援センター(西木庁舎) ☎(43)2283

まちづくり 日記

No.98

『自身と他者と真実と嘘』

仙北市長 門脇 光浩

正しいことは善で、間違っていることは悪だと、そう教わってきた。晴れは楽しくて雨はつまらない。積極性は人生を拓くけれど、引っ込み思案は損をする。正直者には褒美があって、嘘をついたらエンマ様が舌を抜く。そうだろうか。ここ数年で、さらに価値観の多様化が進んだ。だから言っただけでもないが、忙しくい出歩くなり、雨の日へは本を讀んで思案に暮れたい時もある。あれこれ首を突っ込まないで、少し距離を保つことも大切だ。正直に吐露したことで、問題が大きくなることは日常茶飯事。エンマ様のお付き合いはあの世に行ってしまうらしい、数日前のテレビでは「嘘をつけない男はモテない」と言っていたではないか。

物事には二面性、ときにもっと複雑な局面がある。良かれと思ってしたこと、相手にしたら大いなる迷惑になることも多い。人間は生きているだけで他人を傷つける。いや自分自身も傷つける。新年度が始まり、1か月が経った。昨年度に解決したかった事案の中で、残念な結果になったほどは、初期段階の

ボタンの掛け違いだ。災害対応に限らず、ものは初動が大切だと改めて思い知った。電話一本で済んだこと、初めに説明すれば課題が複雑化しなかったこと、記録を残しておけば、言った言わないの誤解も生まれなかったこと。ただし、書き物も正確さが問題で、勘違いで書いたものは、その後も記録として残り、そのまま歴史に定着する。恐ろしいことだが、そんな勘違い(間違い)は、これまで何度も繰り返されてきたのではないか。そもそも善も悪も真実も嘘も、受け止める主体で左右される。見方によって評価が分かれる。

情報が周辺にあふれている時代だ。しかし、それらは真実なのか、ましてや、マタギキで他者から聞いたこと、また読んだことで、本質が判断できるのか。さらに無益な建て前やブライドが、本音を覆い隠してはいないか。市の将来、市民生活を支える統合庁舎の議論は、いよいよ大熱を帯びてきた。一人ひとりが小異を越えて、一人ひとりが未来を拓く決意で臨まなければ、次代を担う市民に申し開きが立たない。

秋田県市町村未来づくり協働プログラム 田沢湖再生クニマス里帰りプロジェクト

「田沢湖クニマス未来館(仮称)」の建設が始まります

平成28年5月から「田沢湖クニマス未来館(仮称)」建設地の造成工事が始まります。平成29年4月の施設オープンに向け、6月末には本体工事が発注される予定となっています。

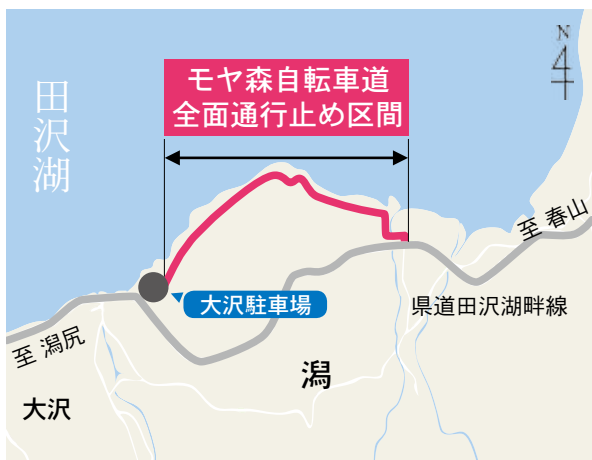


▶総事業費 3億8,578万5千円 ▶主な財源 3億7,810万円(国・県交付金、過疎債)

田沢湖「モヤ森自転車道」の全面通行止めについて

田沢湖クニマス未来館(仮称)の建設期間中、通行者の安全確保が困難なことからモヤ森自転車道を全面通行止めとします。

- 通行止め区間 / 大沢駐車場内の自転車道入口から県道田沢湖畔線までの全区間
- 通行止め期間 / 5月～平成29年3月
- 問合せ / 企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)1112



介護保険 出前講座のご案内

介護保険事務所からのお知らせ

出前講座ってなに??

少子高齢化が進む中、介護保険は高齢者の暮らしを支える社会保障制度として、重要性がますます高まっています。

介護保険事務所では、「介護保険」についてより知っていただくとともに、皆さんから意見を伺う場として、職員が直接出向いてお話を「介護保険」出前講座を行っています。

講座の内容

例えば「要介護認定の申請からサービスの利用のしかたについて」「介護保険のサービスの種類や利用料金について」「介護保険料について」「介護保険制度改正について」「高齢者施設について」など、介護保険に関して知りたいことをお話しします。

【対象】仙北市に在住、在職の方で10人以上受講できるグループ・団体・企業です。

10人以上受講できるのであれば、個人での申し込みもできます。

※町内会や自治会、老人クラブなど、地域の会合にも伺いますのでお気軽に申し込みください。また、企業の社員研修の場などにもぜひご利用ください。

【開催時間】60分から90分程度です。

【開催場所】受講するグループ・団体等で会場をご用意ください。

【申込方法】開催希望日の2週間前までに、介護保険事務所に電話にてお申し込みください。

※詳しくは介護保険事務所までお問い合わせください。

※大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS介護ネット」を通じて、仙北市の介護保険に関する情報を公開しています。ホームページ「OS介護ネット」(URL: <http://www.oskai.net.or.jp/>)

【問合せ】介護保険事務所 広報啓発担当 ☎0187(86)3910